

PTAのしおり

豊島区立小学校PTA連合会

1. P T A活動のすすめ

< P T Aとは >

(1) P T Aの目的

P T Aの活動の原点は「子どもたちの幸せのために」です。

したがって、P T A活動とはまさに子育ての一環といえるでしょう。

保護者と教職員が力を合わせ、子どもの成長について話し合い、学習して子育ての力を高め実践すること。それがP T Aの目的なのです。

そのためには、家庭と学校と地域が、それぞれ、教育の責任を分担して、協力していくことが大切です。

地域社会における子どもたちの教育についても、P T Aは重要な役割を持っています。

(2) 会員

P T Aの会員は、児童の保護者と教職員により構成されます。教職員会員に依存しすぎたり、保護者会員のみの活動にならないよう両者は連携をとり、会の運営にあたることが大切です。

(3) P T Aの性格

P T Aは、他のいかなる団体の支配や統制や干渉を受けることはありません。

特定の政党、宗教に対しても中立の立場にあります。また、営利事業を行うものでもありません。



2. P T A運営の基本となるもの

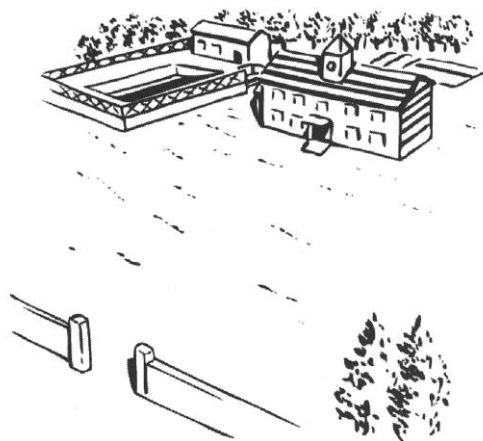
<会 則>

(1) 会則とは

- P T A活動のすべての基本となるいわば憲法のようなものです。
- P T Aの運営は、会員の総意によって自らの手で作られた会則に基づいて行われます。
- すべての活動は、会則の精神を基にして展開されます。役員・委員はもちろんのこと、会員一人ひとりがよく理解していなければなりません。

(2) 会則改定

- 会則は、都合が悪いからすぐ変えるというように、安易に改定すべきではありません。
- 改定にあたっては「なぜ、どこを、どのように」変えたいのかということ会員にあまねく知らせ、検討することが必要です。
- 改定については、定められた手順に基づいて行います。



3. P T Aの標準的な仕組み

<議決機関と執行機関>

(1) 議決機関

P T Aの運営や活動の基本的方針や方向を決める機関です。

○ 総 会

P T Aの最高議決機関であり、ここで全会員の意思決定がなされます。

定期総会……年1回～2回定期的に開催。役員を選出、前年度事業、決算案の審議、新年度の事業、予算案の審議、会計監査報告などが行われます。

臨時総会……会員の一定数以上の要求があったとき、また、運営委員会が必要と認めたときなど会則の規定に基づき、会長が臨時に召集します。

○ 委員総会（代表委員会）

学級委員、役員によって構成され、総会につぐ決議機関です。総会にかけるほどの案件ではないが、P T A活動の方向、事業、予算など変更する必要があるときに開きます。運営委員会がこれにあたることもあります。

(2) 執行機関

運営委員会（常任委員会）、専門委員会（常置委員会）、特別委員会などによられ、P T Aの具体的な運営の中心的役割を果たす機関です。

○ 運営委員会（常任委員会）

総会で決まった方針に従って、調和のとれたP T A活動をするための連絡調整が主な役割です。その他、総会に提出する事業計画、会則の改正案、細則案、予算の流用などの承認のはたらきもあります。

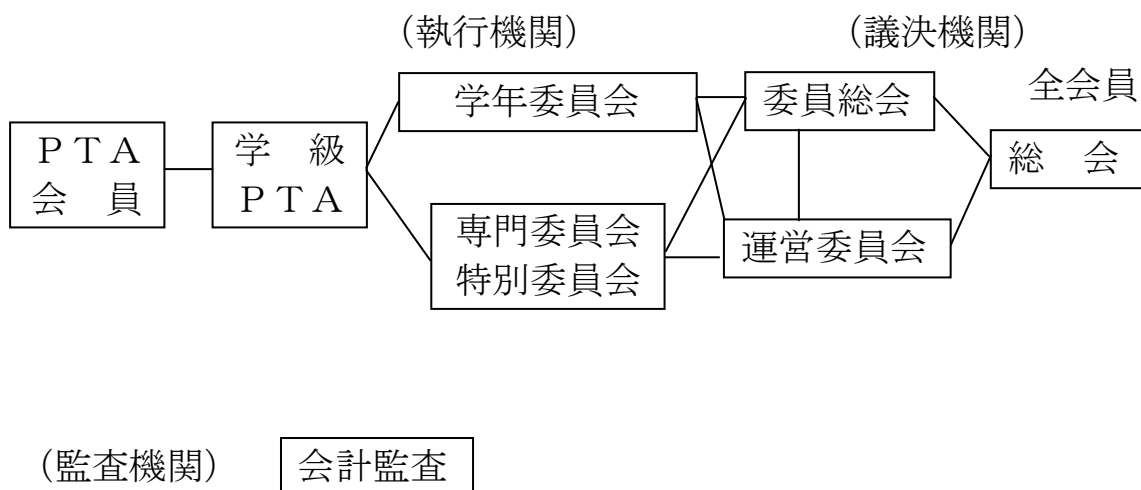
○ 専門委員会（常置委員会）

学年学級委員会、成人教育委員会、広報委員会、校外指導委員会などです。P T Aの日常活動について、調査、企画立案して事業を行います。委員会ではなく部と呼んでいる学校もあります。

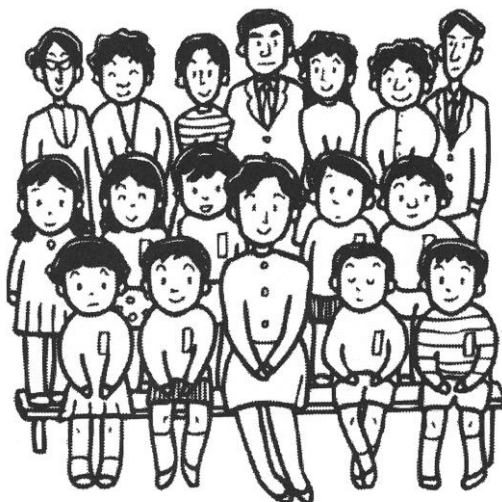
○ 特別委員会

特別あるいは緊急な目的を果たすための研究、企画立案して事業を実施するための委員会です。

P T A組織の一例



これは、組織の一例をのせたものです。各 P T A によって、若干異なる場合もあるようです。皆さんで考えて、各校の実情などに応じて、組織作りをして欲しいと思います。



4. P T A 役員 の 役割

(1) P T A 役員

会長、副会長、総務、書記、会計、会計監査にあるものを指しています。

(2) 会長の役割

- ① 会長は総会および運営委員会を招集します。
- ② 他の役員・委員の意見を聞いて、専門委員会の委員長を委嘱します。
- ③ 運営委員会の承認を得て、特別委員会の委員長を委嘱します。

会長は、役員・会計監査委員候補指名委員会、選挙管理委員会および会計監査委員の集会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができますが、会長の一存で決定する権利は、どんな場合にも認められていません。

単位 P T A 会則には「会長はこの会を代表して、会務を総括する」とうたっています。

その他、会長は豊島区立小学校 P T A 連合会の会議に出席し、また、会を代表して関係当局に対して要望などを行うこともあります。

(3) 副会長の役割

副会長は会長を補佐し、会長と一体となって P T A 活動のリーダー・シップを取ることが大切です。また、会長が出席できない場合は、会長代理として諸会議に出席することもあります。

副会長が複数であるときは、組織内の問題と渉外的問題に分けるなど、仕事を分担して受け持つのもいいでしょう。

(4) 総務の役割

副会長を補佐し、会務を行います。

(5) 書記の役割

- ① 総会および運営委員会の議事、ならびに P T A の活動に関する重要事項を記録します。
- ② 記録、通信その他の書類を保管します。

(6) 会計の役割

- ① 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理します。
- ② 定期総会のつど、会計報告をします。
- ③ 年度末総会において、会計監査委員の監査を受け、決算報告をします。
- ④ P T Aの財産を管理します。
- ⑤ 予算の立案について協力します。

P T Aの会計事務を適正に行うには、出納簿と科目別収入簿および科目別支出簿がぜひ必要です。重要なことはこれらの会計帳簿とともに、請求書・領収書などの証拠書類を整理保管しておくことです。年度末のP T A決算報告書を作成するためにも、会員の誰にでもよく分かるように備考欄に要領よく支出・収入の内容を記入しておくことが望まれます。なお、備品台帳を備えておき、会計はこの台帳の記録と、備品の管理をつかさどります。

(7) 会計監査の役割

会計が適正に運用されているかどうか、会計帳簿・領収書などを監査し、総会に報告します。

5. 専門委員会の役割

学年学級単位のPTA活動の主な狙いは、会員相互の親睦と交流を深めるものであり、学年学級から出てきた問題の中で、PTAの活動に取り上げる必要のあるものについて、調査・研究・立案するのが専門委員会の役割です。

PTAの活動には、会員相互の理解や人間関係を作る手段など、潤滑油的な役割を果たす上で大切な活動がたくさんありますが、うっかりすると、PTA本来の子どもの問題や、教育を中心とした活動が留守になって、保護者だけの活動がPTA活動であるかのように錯覚してしまふことがあります。活動はあくまで、子どもにもつながるものでないと意味がありません。たとえば、バレーボールは強くなることばかりが目的ではなく、PTA会員が、仲良く手をつなぐためや、なんでも気兼ねなく話し合えるための一つの手段というように、活動を工夫することが大切です。PTAが実施する活動は「子どもたちの幸せ」という一本筋が通ったもので、その狙いをきちんとおさえることが必要です。

(1) 学年学級委員会

学年学級委員会はPTAの根幹ともいうべき重要な委員会です。学年学級委員には、学級委員としての役割と学年委員としての役割があります。

○学級委員

学級委員は学級PTA会員の意見や要望を、PTA全体に反映させる重要な役割をもっています。

- ① 学級PTA会員の心の交流と、親睦を図るようにします。
- ② 学級集会における年間計画や学習内容を立案します。

学級集会を会員が気軽に出席し、自由に安心して話し合えるような集会にするための努力をします。なお、集会の事後処理をします。

事後処理として

- A) 継続審議にするもの
- B) 各専門委員会で取り上げるもの
- C) 学級PTAで解決できるもの
- D) 学年PTAで取り上げるもの

上記のように区分けして事後処理する方法があります。

- ③ 学年委員会に出席し、各学級相互の連絡調整に当たります。

○学年委員

学級ごとに選出された学級委員は、専門委員会に所属するとともに、学年委員会を構成します。PTA活動の中には学級単位ですすめるよりも、学年単位で行ったほうが効果があると思われるものがあります。そのとき機能を発揮するのが学年PTAです。

- ① 学年PTA集会における年間計画や学習内容を立案します。
- ② 学年集会をつかさどり、そして集会の事後処理をします。
事後処理として
 - A) 継続審議にするもの
 - B) 学年PTAで解決できるもの
 - C) 専門委員会にまわすもの
 - D) 全校PTAで取り上げるもの
- ③ 学年PTAの意思を専門委員会に反映したり、学年委員長を通じて、全体PTAに伝えたりします。また、その問題を学年に徹底するための話し合いなどを行います。

(2) 広報委員会

会員のみんなが知りたがっていること、PTAとしても知らせたいこと、それを伝達することが広報委員会の役割です。広報活動の方法は、広報誌をはじめ、学級・学年PTAニュース、委員会だより、映画、スライド、写真、ホームページの活用などいろいろありますが、広報誌を発行して会員にPTAの動きを知らせることが重要なものです。広報誌その他の手段を使って、会員にPTAの活動状況を知らせることが重要です。

(3) 成人教育委員会

成人教育委員会は、子どもと親がともに学び、ともに成長して行くことを目標としています。

保護者や教職員は、子どもたちが何を求め、何を必要としているかを、PTA本来の目的に照らしながら充分に見きわめることが大切です。成人教育活動は他の専門委員会と密接な連絡を取りながら活動をする必要があります、活動の中のおもな学習内容をあげてみます。

- ① 学校教育を理解する学習
- ② 家庭教育を進めるための学習
- ③ 教育制度や教育行政などを理解するための学習
- ④ 地域環境改善のための学習
- ⑤ PTAのありかたや組織・運営・活動に関する学習
- ⑥ 教養を高める学習
- ⑦ 趣味や技能の習得に関する学習
- ⑧ 体育、レクリエーション、施設見学に関する学習

これらの活動のうち、他の委員会と共催でおこなうということもあります。

(4) 校外指導委員会

校外指導委員会は、校外での子どもたちの生活の安全と充実を図るための活動を行います。そのために、児童の家庭生活・社会生活ならびに、児童相互の自主的集団生活の指導を行います。

- ① 校外生活における危険な環境や悪い影響から子どもたちを守る活動、交通安全指導、長期休暇中の子どもの非行や事故を防止する目的での巡回パトロールなど、子どもを守る活動。
- ② 子どもたちを守る保護的な活動から一歩進んで、健全な集団生活に子どもたちを参加させていく活動。子ども会活動の指導・親子座談会・夏休みこども会・ハイキング・清掃奉仕などが考えられます。
- ③ 保護者が留守がちになる子どもたちの対策や、地域のあいさつ運動など広くPTA全体の立場から考える活動も必要です。

なお、校外指導委員会活動の効果を上げるためには、地域の育成委員会や町内会、婦人会、青年会、警察や交通安全協会などと密接な連携を図り、活動してゆくことが大切です。

6. P T A 連 合 会 と は

豊島区には、区立小学校 22 校、区立中学校 8 校があります。

それぞれの学校の保護者と教職員が会員となって運営・活動しているのが単位 P T A（「単 P」と略します）といえます。

その区内の「単位 P T A」が一体となって、児童生徒の教育向上、福祉増進および健全育成をはかるため、豊島区立小学校 P T A 連合会（「豊小 P 連」と略します）・豊島区立中学校 P T A 連合会（「豊中 P 連」と略します）があります。

(1) 目 的

単位 P T A の向上発展に寄与する。

単位 P T A に共通する課題の解決を図る。

単位 P T A 相互の連絡提携を密にし、親睦を図る。

関係官庁および諸団体との連絡にあたる。

(2) 活 動

共通問題の解決を図るため、各種教育要求活動を行う。

教育問題全般についての意見交換、共同研究、その他研修活動等を行う。

P 連活動全般の啓発・広報活動を行う。

単位 P T A の諸活動に寄与し、相互の連絡・融和を図るため、情報交換を行う。

その他、目的の達成に必要と認められる活動を行う。

7. 豊島区立小学校PTA連合会の組織について

(1) 議決機関

○総会

年1回開催。22校の単P会長および代議員（P2名、T1名選出）の出席により、会則に基づく事項を決定する。

○運営委員会

役員と理事校の会長で構成。必要に応じて開催される。

(2) 執行機関

○役員会

会長1名、副会長1名、総務2名、会計2名、監事1名で構成される。P連に関しての全体の企画・活動・運営委員会の議事等を検討し、執行する。

※なお、副会長以下の役員数に関しては若干の変動が可となっている。

○会長連絡会

単Pの会長22名と、校長会代表2名で構成される。

日常のP連活動を行うとともに、各単Pの情報を交換し、P連と各単P間の連絡調整に当たる。

○専門委員会

学年学級、広報、成人教育、校外指導の4専門委員会がある。

単Pから、各2名の委員を選出。それぞれの委員会活動の遂行のため企画と実施に当たる。

○予算委員会

役員4名と各地区理事校の会長で構成される。

P連の予算案を立案する。

○役員選考委員会

各地区2名の単P会長計6名で構成される。

P連の役員を選考し、総会の承認を得る。

* 地区と旧ブロック

地 区	旧ブロック	単位PTA
東部地区	巢 鴨	仰高・駒込・巢鴨・清和
	西巢鴨	西巢鴨・豊成・朝日・朋有
中部地区	池 袋	池袋第一・池袋本町・池袋第三・池袋
	高 田	高南・目白・南池袋
西部地区	長崎南	長崎・さくら・椎名町・富士見台
	長崎北	千早・高松・要